

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 41

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届						
年 間 平 均 申 請 件 数		33,055,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則25条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則18条（厚生年金保険法）						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者について報酬月額に関する事項を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない（ただし、6月1日以降に被保険者になった者、7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者は除く）。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	252	1,137	1,983,300 10,516	4,958,250	8,263,750		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.004	6.00 0.042	15.00	25.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類	－			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	－			－			
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（10・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
	シ ス テ ム の 改 善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
	広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用勧奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用勧奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	そ の 他	－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 42

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届					
年 間 平 均 申 請 件 数		3,015,000件					
根 拠 法 令・条 項		健康保険法施行規則26条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、被保険者の報酬月額について、昇（降）給等により固定的賃金変動し、変動月以降引き続く3か月に受けた報酬の平均月額と現在の標準報酬等級との間に2等級以上の差が生じた場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	170	363	180,900 2,631	452,250	753,750
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.017	6.00 0.116	15.00	25.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		－			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（10・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（一引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（一実施通知発出（平成18年6月）。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法入化に向けた対応（平成19年度） ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 43

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書						
年 間 平 均 申 請 件 数		110,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則135条（健康保険法）、船員保険法施行規則96条の3の4（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則25条の2（厚生年金保険法）						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に申出書を提出する。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	13	78	2,750	8,250	11,000	
					102			
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.012	0.053	2.50	7.50	10.00	
					0.124			
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類	－			－			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－					
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届						
年 間 平 均 申 請 件 数		260,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則30条、31条、35条〈健康保険法〉、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条〈厚生年金保険法〉						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は事業所に関する届出内容について変更になったときは、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出を行う。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	12	17	6,500	19,500	26,000	
					12			
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.007	2.50	7.50	10.00	
					0.006			
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類	－			－			
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況						
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（←省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（←電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（←システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（←事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（←実施通知発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（←利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（←平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（←従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用動向を行う（平成18年度）。（←省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用動向に利用できるよう共通のリフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（←関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（←省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 45

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届					
年 間 平 均 申 請 件 数		5,466,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則24条、43条（健康保険法）、船員保険法施行規則7条、8条（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則15条、16条（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇用したときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、船員法第1条の船員を使用した場合には地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	787	1,911	327,960	819,900	1,366,500
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.014	0.033	6.00	15.00	25.00
					4,605		
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		①年金手帳（オンライン化未対応）			①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（一省令改正（平成18年10月施行）。）		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①基礎年金番号を確認するため（省略を検討） 【オンライン化できない理由】 ①現物にて確認するため（省略を検討）					
本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
	代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号、暗証番号（10・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（一実施通知发出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	1日			－		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（一システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（一事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（一実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向け情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（一実施通知发出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用助奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までの最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 46

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届					
年 間 平 均 申 請 件 数		5,532,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則29条、51条、52条、59条、99条（健康保険法）、船員保険法施行規則10条、17条の7、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則22条（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき（退職、死亡したとき等）は社会保険事務所所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		651	1,346	331,920 3,689	829,800	1,383,000
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0.011	0.026	6.00 0.089	15.00	25.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①被保険者証（オンライン化未対応） ②被扶養者証（交付を受けている場合）（オンライン化未対応） 【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①②現物の回収が必要であるため			－	
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。			
	シ ス テ ム の 改 善			◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施 ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）			
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用助奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	そ の 他			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50％以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。			
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html					

対 象 手 続		健康保険任意継続被保険者資格取得申請書				
年 間 平 均 申 請 件 数		494,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則42条〈健康保険法〉				
手 続 概 要 (※主な利用者と代理申請率を明記)		被保険者の資格を喪失した者が、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者資格を有し、継続して健康保険の被保険者となる場合には社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請を行う。 (主な利用者：被保険者、代理申請率：－)				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） (平成17年度までは実績)	1	3	— 13	14,820	39,520
	目標利用率（％） (平成17年度までは実績)	0.000	0.001	— 0.004	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		—		—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 (紙の場合は自署又は記名・押印)		—	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 (紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印)		—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 (申請者への回答までの時間)	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		—		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 48

対 象 手 続		健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書				
年 間 平 均 申 請 件 数		532,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則15条の2、51条、52条、59条、99条（健康保険法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		任意継続被保険者が [※] 、他の健康保険の被保険者となった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請しなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		0	2	－ 1	15,960	42,560
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	－ 0.0003	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①被保険者証（オンライン化未対応）		－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 49

対 象 手 続		保険料等還付請求書				
年 間 平 均 申 請 件 数		116,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則141条（健康保険法）、船員保険法施行規則101条（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則88条（厚生年金保険法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		保険料を前納しており、その前納期間が経過する前に被保険者の資格を喪失したとき、その未経過の期間に係る保険料について還付を受けようとする場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求書を提出する。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		0	0	— 0	3,480
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0	0	— 0	3.00
						8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		—		—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		—			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		—	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—		—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	7日（標準処理期間）		—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		—		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 50

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届					
年 間 平 均 申 請 件 数		980,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則36条、47条、48条、59条、99条（健康保険法）、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主等は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	27	39	24,500	73,500	98,000	
				63			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.003	0.005	2.50	7.50	10.00	
				0.009			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類	①被保険者証（オンライン化未対応） ②年金手帳（オンライン化未対応） ③被扶養者証（交付を受けている場合）（オンライン化未対応）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物への記載が必要であるため ②現物への記載が必要であるため ③現物への記載が必要であるため					
本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	1日			－		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める（平成20年度より）。（→事業所番号の統一について考え方を整理した上で検討を行う。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用助奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他	－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 51

対 象 手 続		健康保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、船員保険遠隔地被扶養者証交付申請書、船員保険被保険者被扶養者遠隔地被扶養者証滅失き損無余白再交付申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数		690,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則47条、49条、59条、99条、114条（健康保険法）、船員保険法施行規則17条の2、17条の5（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者は、被保険者証等がき損、滅失又は余白が無くなったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に申請しなければならない。船員保険被保険者より生計を維持されている被扶養者が同居しなくなったときは、遠隔地被扶養者証の交付申請ができる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	32	63	— 63	20,700	55,200	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.004	0.013	— 0.012	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類	被保険者証（オンライン化未対応）			—		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由・オンライン化できない理由】 現物の回収が必要であるため					
	本人確認方法	本人による申請の場合	本人及び事業主の電子署名 （紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印）			—	
		代理人による申請の場合	本人の電子署名、事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			—		
	上記項目以外のインセンティブ措置	—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
	シ ス テ ム の 改 善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他	—			◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 52

対 象 手 続		健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額支給申請用）、船員保険被保険者家族療養費支給申請書				
年 間 平 均 申 請 件 数		8,815,000件 うち電子申請が可能なもの494,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則61条、66条、83条（健康保険法）、船員保険法施行規則24条の2の8、42条、43条、45条（船員保険法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者は、やむを得ない事情や国外で自費診療を受けたとき、又は、標準負担額減額の申請をできなかったとき、後日払い戻しを受ける場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	2	－ 0	14,820	39,520
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①領収明細書（オンライン化未対応） ②診療内容明細書（オンライン化未対応）		②保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①現に支払った金額の範囲で給付を行うため ②実際に受けた診療内容に基づいて給付を行うため 【オンライン化できない理由】 ①②事実について確認を行うため、原本が必要			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	7日（標準処理期間）		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発行（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－		◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 53

対 象 手 続		健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		873,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則84条（健康保険法）、船員保険法施行規則44条、44条の2（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		健康保険被保険者は、療養のために労務に服することができない期間で、報酬の支払いがない場合（又は報酬が傷病手当金の額よりも少ない場合）、労務に服することができなくなった初日から起算して第4日目より傷病手当金を社会保険事務所长等又は健康保険組合に請求できる。 船員保険被保険者等は、疾病又は負傷による療養のため職務に服することができない場合は傷病手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	9	14	－ 15	26,190	69,840	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.002	－ 0.002	3.00	8.00	
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	①疾病の状態に関する医師又は歯科医師の意見書（オンライン化未対応） ②労務不能若しくは報酬に関する事業主又は船舶所有者の証明書（オンライン化未対応） ③年金証書の写（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化対応済） ④直近の年金額を確認できる書類（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化未対応） ⑤障害手当金の支給を確認できる書類（同一の傷病により障害年金を受けている場合）（オンライン化未対応）			①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）			
	【省略できない理由】 ①疾病の発生日月や原因、主症状、労務に服することが出来なかった期間等について確認するため ②労務に服さなかった期間及び受け取ることが出来なかった報酬について確認するため ③年金証書のコードを確認するため ④年金額を確認するため ⑤障害手当金の支給について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①～⑤事実確認に利用するため、原本が必要						
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）	－			
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・事業主押印及び社会保険労務士の記名押印）	－			
	手 数 料	オンライン手続の場合	－	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－	－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	17日	－			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日	－			
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時	－				
上記項目以外のインセンティブ措置		－ ◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）					
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開 ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）					
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。 ◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。					
そ の 他		－ ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 54

対 象 手 続		健康保険被保険者家族埋葬料（費）請求書、船員保険被保険者家族葬祭料（費）請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		127,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則51条、59条、85条、118条、122条、96条（健康保険法）、船員保険法施行規則82条の15、82条の16、82条の17（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		健康保険被保険者、船員保険被保険者等が死亡したとき、被保険者により生計を維持していた者が埋葬（葬祭）を行う場合は、埋葬（葬祭）料を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求することができる。埋葬（葬祭）料の支給を受けるべき者がいない場合、埋葬（葬祭）を行った者は、埋葬（葬祭）料の額の範囲内で、実際に要した費用に相当する金額を地方社会保険事務局長等に請求することができる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	10	－	3,810	10,160
					7		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.008	－	3.00	8.00
0.007							
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①埋葬（葬祭）費用の領収書（埋葬（葬祭）費として請求する場合）（オンライン化未対応） ②埋葬又は火葬許可証の写、死亡診断書、死体検案書又は検視調査の写、被保険者又は被扶養者の死亡に関する事業主（船舶所有者）の証明書、死亡原因を確認できる医師又は歯科医師の診断書のいずれか（オンライン化未対応）			②保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）	
			【省略できない理由】 ①埋葬費として支給する場合、現に支払った金額の範囲で給付を行うため ②死亡の事実について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①②事実について確認を行うため、原本が必要				
	本人確認方法		本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－
			代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－
	手 数 料		オンライン手続の場合	－			－
			紙による手続の場合（オフライン）	－			－
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－
			紙による手続の場合（オフライン）	16日			－
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	24時間365日			－
			紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
そ の 他		－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 55

対 象 手 続		健康保険被保険者家族出産育児一時金請求書、船員保険出産育児一時金・家族出産育児一時金支給請求書						
年 間 平 均 申 請 件 数		419,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則86条、97条、129条、134条〈健康保険法〉、船員保険法施行規則47条の5、48条〈船員保険法〉						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者又はその被扶養者が妊娠4か月以上でお産（死産も含む）をしたときは、出産育児一時金を社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	14	19	－	12,570	33,520		
				13				
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.003	0.005	－	3.00	8.00		
				0.004				
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
添 付 書 類		①出産を確認できる医師又は助産師の証明書又は出生を確認できる市町村長の証明書（オンライン化未対応）			①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）			
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①出産の事実について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①事実確認に利用するため、原本が必要						
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	15日			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
	そ の 他		－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 56

対 象 手 続		健康保険出産手当金請求書、船員保険出産手当金支給請求書							
年 間 平 均 申 請 件 数		125,000件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則87条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の6（船員保険法）							
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		健康保険被保険者等が出産の日（出産の日が出産予定日より後になるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）より出産の日後56日までの間において労務に服することができないとき出産手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。船員被保険者等が妊娠のため職務に服することができない場合は、妊娠の判明した日から出産当日までの間と出産の日後56日の範囲内で出産手当金を地方社会保険事務所長等に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	2	1	－	3,750	10,000			
				0					
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.002	0.001	－	3.00	8.00			
0									
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
				①出産予定日若しくは多胎妊娠に関する医師又は助産師の意見書（オンライン化未対応） ②労務不能に関する事業主又は船舶所有者の証明書（オンライン化未対応） ③妊娠を確認した年月日に関する医師の証明書（オンライン化未対応）			①③保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由】 ①出産予定日および多胎妊娠の事実によって給付額を算定するため ②労務に服さなかった期間及び受け取ることが出来なかった報酬について確認するため ③診断年月日によっては給付期間に影響があるため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実確認に利用するため、原本が必要					
	本人確認方法		本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
			代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料		オンライン手続の場合	－			－		
			紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
			紙による手続の場合（オフライン）	17日			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	24時間365日			－		
			紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	そ の 他		－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

				No. 57		
対 象 手 続		健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届				
年 間 平 均 申 請 件 数		3,506,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則38条、59条、99条、120条、121条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主又は船舶所有者を経由して社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	269	514	－ 691	105,180	280,480
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.008	0.014	－ 0.026	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①被扶養者証（扶養しなくなった場合）（オンライン化未対応） ②扶養認定に当たり収入や住所、生計維持関係、続柄等を確認する必要がある場合に、これらを確認できる書類（オンライン化未対応）		－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①現物の回収が必要であるため ②被扶養者認定を適切に行うため 【オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため ②事実について確認を行うため、原本が必要		－	
	本人確認方法		本人及び事業主の電子署名 （紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印）		－	
			本人の電子署名、事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は紙の場合は本人の自署若しくは記名・押印及び事業主の自署若しくは記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		－ －	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		－ 1日	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		24時間365日 平日9時～17時	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。） ◎磁気媒体届書作成プログラムへの追加（平成19年度）。	
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－		◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html				

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 58

対 象 手 続		健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書						
年 間 平 均 申 請 件 数		1,116,000件						
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則109条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の4（船員保険法）						
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者等が、本人又は被扶養者ひとりひとりについて、同一の医療機関に対して1か月に支払った額が自己負担限度額を越えた場合、その越えた部分について社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）						
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	3	16	－ 15	33,480	89,280		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.001	－ 0.002	3.00	8.00		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		①領収明細書（写）（オンライン化対応済）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①給付の決定に際し、事実の確認が必要なため 【オンライン化できない理由】 ①事実確認に利用するため、場合によって原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
		紙による手続の場合（オフライン）	90日（標準処理期間）			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－			
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		－			◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 59

対 象 手 続		健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届				
年 間 平 均 申 請 件 数		10,962,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		健康保険法施行規則27条〈健康保険法〉、厚生年金保険法施行規則26条の2〈厚生年金保険法〉				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		事業主、船舶所有者は、賞与の支給を行ったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	342	926	657,720 6,728	1,644,300	2,740,500
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.005	0.011	6.00 0.082	15.00	25.00
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類	－		－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	－				
	本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）		－	
		代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）		◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙又は磁気媒体の場合と同じ		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。	
	シ ス テ ム の 改 善		◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知発出（平成18年6月）。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－		◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 60

対 象 手 続		国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書					
年 間 平 均 申 請 件 数		373,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則53条、54条、68条の4、68条の6、72条の2、74条の10、81条の6、82条の11、82条の14の6、82条の14の9（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則30条の5、45条、61条、施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則30条の2、43条の3、44条の2、61条、76条の3、厚生年金保険法施行規則平成9年附則19条、20条、29条、30条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則17条、17条の7、32条、35条、41条、60条の3、昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則17条、32条、40条、50条、52条、60条の3					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		複数の年金受給権があり、選択を必要とする者は、申請書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		0	0	－ 0	11,190	29,840
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0	0	－ 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①受給権者の生存に関する市町村長の証明又は戸籍抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応） ②年金証書（オンライン化未対応） ③金額支給停止を確認できる書類（オンライン化未対応） ④身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応） ⑤障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（障害がある加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑥生計維持を確認できる書類（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応） ⑦レントゲンフィルム（障害がある加給年金対象者がいる場合）（オンライン化未対応）			⑤保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①生存の実事を確認するため ②年金証書のコードを確認するため（省略を検討） ③重複して給付を行わないようにするため ④給付の決定に際し、事実の確認が必要のため ⑤該当する場合は、給付金額に影響があるため ⑥障害の有無、その程度によって給付金額に影響があるため ⑦該当する場合は、給付金額に影響があるため 【オンライン化できない理由】 ①～⑦事実について確認を行うため、原本が必要				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）、電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

		No. 61					
対 象 手 続		厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,069,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		適用事業所の事業主は、厚生年金保険被保険者が住所を変更した場合、速やかに社会保険事務所長等に届出なければならない。 （主な利用者：事業主、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	162	408	64,140	160,350	267,250	
				1,454			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.014	0.039	6.00	15.00	25.00	
				0.181			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		－			－		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－			－		
本人確認方法	本人による申請の場合	事業主の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印）			－		
	代理人による申請の場合	事業主の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は事業主の自署又は記名・事業主印及び社会保険労務士の記名押印）			◎社会保険労務士が提出代行等を行う場合においては、事業主の署名に代わる措置として、電子署名のほか、識別番号・暗証番号（ID・パスワード）の入力によることも可能とする（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年4月）、実施（同年6月）。引き続き平成19年度も実施。）		
手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。		
目標達成に向けた具体的な措置内容	シ ス テ ム の 改 善	◎企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような申請データ仕様の公開 ◎企業内データを活用した申請等が効率的に行える「磁気媒体届書作成プログラム」を電子申請でも活用 ◎労働保険関係手続とのグループ申請を実施			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎事業主が事業所内より選任した代理人の行う申請について対応を検討する（平成18年度）。（→システムの影響について検討中。引き続き平成19年度においても検討。） ◎申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式を進める（平成20年度より）。（→国民年金第3号被保険者の住所変更と併せて届出が可能となるよう省令改正（平成18年10月施行）。）		
	広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎新規適用時、算定基礎届説明会等の機会に電子申請の周知を図る（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎磁気媒体申請（FD）による届出について電子申請への移行を促進する（平成18年度）。（→実施通知发出（平成18年6月）。） ◎社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、相互の手続について電子申請の利用助奨を行う（平成18年度）。（→省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。各地方機関において相互で扱う手続の利用助奨に利用できるよう共通のリーフレットを作成。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して住所変更情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎磁気媒体届書作成プログラムのソフト開発業者への利用許諾の検討（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。 ※国・地方公共団体において、5年後にオンライン利用率50%以上の達成に向けて取り組むことにより、認証基盤の普及等が図られることを見込んで目標を設定。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 62

対 象 手 続		年金手帳再交付申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数		862,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則11条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則11条（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金手帳の再交付を受けなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）		37	77	— 70	25,860	68,960
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）		0.005	0.008	— 0.011	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①破り又は汚した年金手帳（オンライン化未対応）			—	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			—	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			—	
	手 数 料	オンライン手続の場合	—			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	—			—	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	1日（基礎年金番号が判明している場合）			—	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			—	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			—	
	上記項目以外のインセンティブ措置		—			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		—			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

対 象 手 続		国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		1,688,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則30条、30条の2、施行規則附則6（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則16条、16条の3、16条の4、30条の3、30条の4（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になって年金を受給するときは、請求書を社会保障事務所長等に提出する。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、年金が支給される。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	11	15	－ 8	50,640	135,040	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.001	－ 0.001	3.00	8.00	
添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	①生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（社会保障庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応） ②雇用保険被保険者証（オンライン化未対応） ③年金手帳（オンライン化未対応） ④年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応） ⑤旧令共済組合員期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応） ⑥合算対象期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応） ⑦年金証書（公的年金給付を受ける権利を有する場合）（オンライン化未対応） ⑧生計維持を確認できる書類（加給年金対象者が有する場合）（オンライン化未対応） ⑨身分関係をj確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者が有する場合）（オンライン化未対応） ⑩配偶者の年金手帳又はその他基礎年金番号を確認できる書類（配偶者が年金手帳又は基礎年金番号の通知の交付を受けている場合）（オンライン化未対応） ⑪障害の程度に関する医師又は歯科医師の診断書（1級又は2級の障害の状態にある者がいる場合）（オンライン化未対応） ⑫金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応） ⑬レントゲンフィルム（該当する場合）（オンライン化未対応）			⑪保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）			
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①本人確認のため ②雇用保険の手当との調整に必要なため ③基礎年金番号を確認するため ④給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑤給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑥給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑦給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑧給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑨給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑩障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ⑪適切な支払事務が行われるようにするため ⑫障害の有無、その程度によって給付額に影響するため 【オンライン化できない理由】 ①～⑬事実について確認を行うため、原本が必要						
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保障労働者の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保障労働者の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	32日			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。 （→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。 （→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。 （→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置 引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を導く）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			
そ の 他		－					
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crm/html/CRNMenuFrame.html					

対 象 手 続			国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）					
年 間 平 均 申 請 件 数			850,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項			厚生年金保険法施行規則30条の2（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則16条の2（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）			60歳前半の老齢給付（報酬比例部分のみ支給される老齢厚生年金や定額部分と報酬比例部分とを併せて支給される老齢厚生年金）を受けている方が65歳になったときは、裁定請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	25,500	68,000		
		0	0	－ 0				
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00		
			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
添 付 書 類			①請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本（社会保険庁長官が住民基本台帳法により本人確認情報の提供を受けることができないとき）（オンライン化未対応） ②年金証書（公的年金給付を受ける権利を有する場合）（オンライン化未対応） ③身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応） ④生計維持を確認できる書類（加給年金対象者がある場合）（オンライン化未対応） ⑤年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応）		－			
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由】 ①生存確認のため ②年金証書のコードを確認するため（省略を検討） ③給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ④給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑤給付の決定に際し、事実の確認が必要なため 【オンライン化できない理由】 ①～⑤事実について確認を行うため、原本が必要					
目標達成に向けた具体的な措置内容	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－			
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－			
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－			
		紙による手続の場合（オフライン）	75日（標準処理期間）		－			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－			
	上記項目以外のインセンティブ措置			－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	シ ス テ ム の 改 善			－		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動			◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他			－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度未までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 65

対 象 手 続		老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届					
年 間 平 均 申 請 件 数		437,000件					
根 拠 法 令・条 項		厚生年金保険法施行規則33条、厚生年金保険法施行規則平成9年附則26条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則17条の6（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	5	－ 0	13,110	34,960
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.001	－ 0	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①支給停止事由を確認できる書類（オンライン化未対応）			－		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①支給停止に該当する事由を確認するため 【オンライン化できない理由】 ①事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
		申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
	手 数 料	オンライン手続の場合			－		
		紙による手続の場合（オフライン）			－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合			－		
		紙による手続の場合（オフライン）			－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合			24時間365日		
		紙による手続の場合（オフライン）			平日9時～17時		
目標達成に向けた具体的な措置内容	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 66

対 象 手 続		老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届					
年 間 平 均 申 請 件 数		128,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則33条の2、49条の2（厚生年金保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－	3,840	10,240	
				0			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－	3.00	8.00	
				0			
		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
添 付 書 類		－			－		
添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		－					
本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－		
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－		
手 数 料	オンライン手続の場合	－			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	－			－		
利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－		
	紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－		
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 67

対 象 手 続		年金受給権者現況届				
年 間 平 均 申 請 件 数		24,800,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則35条、51条、68条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則18条、36条、51条、60条の6、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則18条、29条、45条、58条、60条の6（国民年金法）、船員保険法施行規則73条、82条の3、船員保険法施行規則附則21条、旧船員保険法施行規則57条、68条の12、73条、82条の3、82条の14の7（船員保険法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者は、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回、社会保険庁長官に現況の届出をしなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	3	6	省略分 6,919,200 通常分 1	省略分 14,880,000 通常分 2	省略分 14,880,000 通常分 2
				省略分 1,381,000（概数） 通常分 2		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	27.90	60.00	60.00
7.200						
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			①障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（受給権者又は加給年金対象者が障害の場合）（オンライン化未対応） ②レントゲンフィルム（受給権者又は加給年金対象者が障害の場合）（オンライン化未対応）		
				①保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。同認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	【省略できない理由】 ①障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ②障害の有無、その程度によって給付額に影響するため 【オンライン化できない理由】 ①～②事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
シ ス テ ム の 改 善	－			◎住民基本台帳ネットワークを活用して年金受給者の生存確認を行うことにより、届の提出を省略する（平成18年度）。（→省令改正（平成18年10月施行）。） ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他	－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度） ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 68

対 象 手 続		年金受給権者住所・支払機関変更届					
年 間 平 均 申 請 件 数		1, 692, 000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、36条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8（国民年金法）、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときは、届書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	3	－ 0	50, 760	135, 360
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0. 000	－ 0	3. 00	8. 00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		金融機関又は郵便局の証明書（受取先の金融機関を変更する場合）（オンライン化未対応）			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 適切な支払事務が行われるようにするため 【オンライン化できない理由】 事実について確認を行うため、原本が必要				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実にも努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

対 象 手 続		年金証書再交付申請書					
年 間 平 均 申 請 件 数		140,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則40条、56条、73条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則40条、43条の12、56条、73条、76条の15（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則22条、38条、53条、60条の8、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則22条、30条、38条、47条、50条、60条、60条の8（国民年金法）、船員保険法施行規則75条の4、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則63条（船員保険法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者が、年金証書を破り、汚し、又は年金証書を失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号・年金コードを載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金証書の再交付を受けなければならない。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目 標 利 用 件 数（件） （平成17年度までは実績）	0	1	－ 1	4,200	11,200
		目 標 利 用 率（％） （平成17年度までは実績）	0	0.001	－ 0.001	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
			①き損した年金証書（オンライン化未対応）			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由・オンライン化できない理由】 ①現物の回収が必要であるため				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体に協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 70

対 象 手 続		国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届					
年 間 平 均 申 請 件 数		811,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則41条、57条、74条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則24条、38条、53条、60条の8（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		年金受給権者が死亡したときには、戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：個人、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	－ 1	24,330	64,880	
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0.000	－ 0.0002	3.00	8.00
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①年金証書（オンライン化未対応） ②死亡を確認できる書類（オンライン化未対応）			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①現物を回収するため ②死亡の事実について確認するため 【オンライン化できない理由】 ①現物を確認するため ②事実について確認を行うため、原本が必要				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 71

対 象 手 続		国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		332,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則42条、58条、75条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則25条、38条、53条、60条の8（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		死亡した者に支払われるはずであった未払い金・保険給付を遺族が受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	0	－	9,960	26,560
					0		
		目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.000	0	－	3.00	8.00
0							
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍抄本（オンライン化未対応） ②生計維持を確認できる書類（オンライン化未対応） ③金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応）			－	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①本人以外に支払を行うにあたって、支給要件への該当を確認するため ②本人以外に支払を行うにあたって、支給要件への該当を確認するため ③適切な支払事務が行われるようにするため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実について確認を行うため、原本が必要				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	120日（標準処理期間）			－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－	
上記項目以外のインセンティブ措置		－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
シ ス テ ム の 改 善		－			◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）		
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。		
そ の 他		－			◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。		
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

対 象 手 続		国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		258,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		厚生年金保険法施行規則60条、60条の2、施行規則附則10（厚生年金保険法）、船員保険法施行規則81条、81条の2、81条の4（船員保険法）、国民年金法施行規則39条、40条（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		一定の条件に該当し遺族年金を請求するときは、社会保険事務所長等に請求書を提出する。 （主な利用者：受給権者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	7,740	20,640	
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		①請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍謄本（オンライン化未対応） ②被保険者であった者の戸籍謄本（オンライン化未対応） ③請求者及び被保険者又は被保険者であった者の基礎年金番号通知書、年金手帳（オンライン化未対応） ④身分関係を確認できる市町村長の証明書又は戸籍謄本（オンライン化未対応） ⑤死亡診断書又は死体検案書若しくは検視調書に記載された事項の市町村長の証明書（オンライン化未対応） ⑥生計維持を確認できる書類（オンライン化未対応） ⑦レントゲンフィルム（該当する場合）（オンライン化未対応） ⑧合算対象期間を確認できる書類（該当期間を有する場合）（オンライン化未対応） ⑨年金加入期間確認通知書（共済の期間がある場合）（オンライン化未対応） ⑩年金証書（オンライン化未対応） ⑪金融機関又は郵便局の証明書（オンライン化未対応） ⑫請求者の障害の状態を認めるべき書類（該当する場合）（オンライン化未対応） ⑬障害の程度に関する医師又は歯科医師の証明書（請求者又は加算額対象者が1級又は2級の障害の状態にある場合）（オンライン化未対応）			⑬保健医療福祉分野におけるPKI認証局の整備状況を踏まえ、添付書類の電子化について検討を行う（平成18年度）。（→平成19年度より保健医療福祉分野におけるPKI認証局が運用開始予定。周知認証局が発行する電子証明書への対応について検討を行う。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況	【省略できない理由】 ①本人確認のため ②支給要件への該当を確認するため ③基礎年金番号を確認するため ④支給要件への該当を確認するため ⑤死亡の事実について確認するため ⑥給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑦障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ⑧給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑨給付の決定に際し、事実の確認が必要なため ⑩年金証書のコードを確認するため ⑪適切な支払事務が行われるようにするため ⑫障害の有無、その程度によって給付額に影響するため ⑬障害の有無、その程度によって給付額に影響するため 【オンライン化できない理由】 ①～⑬事実について確認を行うため、原本が必要					
		本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）	－			
	代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）	－				
	手 数 料	オンライン手続の場合	－	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－	－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	30日	－			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日	－			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時	－			
上記項目以外のインセンティブ措置		－	◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）				
シ ス テ ム の 改 善		－	◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）				
広 報 ・ 普 及 活 動	－	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知書（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに両手引書その他の利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載、引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図る（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
	－	－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			
厚生労働省電子申請・届出システム		http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNMenuFrame.html					

対 象 手 続		国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届							
年 間 平 均 申 請 件 数		6,777,000件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条（国民年金法）							
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）							
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	61	119	－ 119	203,310	542,160			
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.002	－ 0.002	3.00	8.00			
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
				①年金手帳又は基礎年金番号を確認できる書類（オンライン化未対応） ②生計維持を確認できる書類（取得、種別変更、種別確認の場合）（オンライン化未対応） ③氏名及び性別及び生年月日を確認できる書類（日本国内に住所がない場合）（オンライン化未対応）			①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（一省令改正（平成18年10月施行）。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			【省略できない理由】 ①基礎年金番号の確認（省略を検討）及び変更手続時には現物への記載の必要があるため ②種別の決定に際し、生計維持の事実について確認を行うため ③変更の事実について確認を行うため 【オンライン化できない理由】 ①現物が必要のため ②③事実について確認を行うため、原本が必要					
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）			－			
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署若しくは記名・押印、事業主の自署若しくは記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）			－			
	手 数 料	オンライン手続の場合	－			－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ			－			
		紙による手続の場合（オフライン）	－			－			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日			－			
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時			－			
上記項目以外のインセンティブ措置	－			◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（一省内に設置した部局間連携推進分科会において検討中。） ◎電子証明書の取得費用等に対する税額控除の措置について税制改正要望を実施（既存税制で対応との結論）。					
	シ ス テ ム の 改 善			◎申請データ仕様の公開 ◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（一電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（一平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。）					
広 報 ・ 普 及 活 動	◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。			◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（一実施通知発信（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（一利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（一平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（一従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（一関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎社会保険及び労働保険関係手続のオンライン利用の広報に関する共通のリーフレットを作成し、年度更新関係書類に同封（平成19年2～3月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度） ◎大規模事業所への個別訪問による協力依頼（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。					
	そ の 他			－ ◎所要の法改正により住民基本台帳ネットワークシステムを活用して氏名変更届情報の提供を受けることができる場合、届出を行うことを要しないものとする予定（平成23年度実施予定）。 ◎労働保険と事業所（事業場）コードの統一等に向けた検討を進める（平成23年度末までのできる限り早期）。（一省内関係部局と協議中、平成19年度も引き続き検討。） ◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（一省内関係部局と協議中、平成19年度も引き続き検討。） ◎公法化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。					

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 76

対 象 手 続		国民年金保険料追納申込書				
年 間 平 均 申 請 件 数		170,000件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		国民年金法施行規則78条（国民年金法）				
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		国民年金の保険料を追納するときは、申込書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－）				
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	1	1	－	5,100	13,600
				2		
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0.001	0.000	－	3.00	8.00
0.002						
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		①被保険者の資格喪失した後に氏名や住所を変更している場合で、追納申し込みをしようとする時にそれらの事項を確認できる書類（オンライン化未対応） ②年金手帳（オンライン化未対応）		②添付について見直しを検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①変更のあった事項について確認を行うため ②基礎年金番号を確認するため（省略を検討） 【オンライン化できない理由】 ①②事実について確認を行うため、原本が必要			
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－	
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－	
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	15日（標準処理期間）		－	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時～17時		－	
	上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）	
	シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）	
	広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実に努める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。 ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせ周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。	
	そ の 他		－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。	

オンライン利用促進のための行動計画（厚生労働省）

No. 77

対 象 手 続		国民年金保険料還付請求書					
年 間 平 均 申 請 件 数		872,000件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		国民年金法93法、国民年金法施行令9条、国民年金法施行規則80条（国民年金法）					
手 続 概 要 （※主な利用者と代理申請率を明記）		前納保険料の還付を受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。 （主な利用者：被保険者であった者、代理申請率：－）					
目標利用件数・目標利用率 ※平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成18年12月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	26,160	69,760	
		0					
	目標利用率（％） （平成17年度までは実績）	0	0	－ 0	3.00	8.00	
		0					
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
			①年金手帳（オンライン化未対応） ②被保険者の死亡を確認できる書類（請求者が相続人である場合）（オンライン化未対応） ③相続人を確認できる書類（請求者が相続人である場合）（オンライン化未対応）		①添付について見直しを検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		【省略できない理由】 ①基礎年金番号を確認するため（省略を検討） ②本人以外に支払を行うにあたって、死亡の事実について確認を行うため ③本人以外に支払を行うにあたって、相続の事実について確認を行うため 【オンライン化できない理由】 ①～③事実について確認を行うため、原本が必要				
	本人確認方法	本人による申請の場合	電子署名 （紙の場合は自署又は記名・押印）		－		
		代理人による申請の場合	申請者の電子署名及び社会保険労務士の電子署名 （紙の場合は申請者の自署又は記名・押印及び社会保険労務士の記名押印）		－		
	手 数 料	オンライン手続の場合	－		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	－		－		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	処理時間は紙の場合と同じ		－		
		紙による手続の場合（オフライン）	30日（標準処理期間）		－		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	24時間365日		－		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時～17時		－			
上記項目以外のインセンティブ措置		－		◎インセンティブについて利用者の意向の把握に努め、さらに効果的な利用促進のための方策を検討する（平成18年度）。（→引き続き検討。）			
シ ス テ ム の 改 善		◎申請データ仕様の公開		◎利用可能な電子証明書の種類を拡大する（平成18年度）。（→電子申請システムのe-Govへの移行に合わせて対応するべく準備中。） ◎e-Govへの移行によりオンライン申請受付システムについて、利用者視点に立った手続案内、企業内データを活用した申請等が効率的に行えるような仕様の公開など、便利で使いやすいものとする（平成18年度）。（→平成18年7月、システム改修に着手。平成19年度に引き続き検討。） ◎通知書・届書等について統廃合等を検討する（平成19年度までにシステム最適化の基本設計の策定作業を通じて見直しを行う）。（→引き続き平成19年度においても検討。）			
広 報 ・ 普 及 活 動		◎オンラインによる手続が可能となっていることについて、パンフレット、ホームページ等で公表。 ◎ヘルプデスクを設置し、利用しやすい環境を整備。		◎機会を捉えて電子申請の周知を図る（平成18年度）（→実施通知发出（平成18年6月）。電子政府利用促進週間（同年10月）。） ◎ホームページでの案内の充実（平成18年度）。（→利用しやすいホームページに向けて検討中。平成19年度も引き続き検討。） ◎電子申請に関する利用者向け手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに同手引書その他利用者向けの情報を掲載する（平成18年度）。（→平成19年1月、電子申請に関する手引書を作成・配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載。引き続き、ホームページに掲載するとともに、利用者向け情報の充実を図る。） ◎引き続きヘルプデスクを設置し、電子申請に係る問い合わせに対する対応の充実を図める（平成18年度）。（→従来より設置。引き続き平成19年度においても対応。） ◎関係団体と協力して広報・普及活動に努める（平成18年度）。（→関係団体に協力依頼済（平成18年5月）。） ◎電子政府利用促進週間等政府一体として取り組む「出生、入学、卒業、就職、結婚、退職、死亡」など国民のライフサイクルに着目した周知広報を実施（平成19年度）。 ◎電子申請システムのe-Govへの移行時期に合わせて周知用のパンフレットを作成し、厚生労働省電子申請・届出システムからの移行をスムーズに行う（平成19年度）。			
そ の 他		－		◎基礎年金番号と雇用保険被保険者番号との統一に向けた検討を行う（平成19年度末までに最も効果的な方策について結論を得る）。（→省内関係部局と協議中。平成19年度も引き続き検討。） ◎公法人化に向けた対応（平成19年度）。 ◎アンケート調査結果を踏まえたさらなる利用促進策について引き続き検討（平成19年度）。			

別 添

個人が行う社会保険関係27手続の目標率等について

健康保険給付や年金給付など個人が手続主体である社会保険関係27手続に係るオンライン利用目標率等については、以下のとおりとする。

1. 利用促進対象手続から除外する手続（2手続）

昭和60年の年金制度改正前から年金を受給していた個人が死亡した際、未支給の年金がある場合に配偶者など遺族が手続を行うこととなる「厚生年金保険未支給保険給付請求書(旧)」及び「国民年金未支給老齢・通算老齢年金支給請求書(旧)」については、今後、受給者が減少する旧制度の手続であり、利用促進対象手続から除外する。

2. 目標設定する手続（25手続）

所得税の確定申告に係る税制上の優遇措置を踏まえ、平成19年度3%、平成20年度8%を目標として設定する。

■ 健康保険給付手続

保険事故に該当した際に速やかな給付につながるよう制度案内を充実するとともに周知広報を行う。

なお、労務不能に関する医師の証明書が必要な傷病手当金請求書など給付に際して省略が困難な書類を有する手続については、保健医療福祉分野における公開鍵基盤(HPKI)の整備状況を踏まえ、さらに効果的な利用促進策を講じることとするが、当面、当該証明書については別送のうえオンライン申請を利用するよう周知を行う。

■ 年金給付手続

生涯に一度だけ行う手続(遺族が行うものを含む)、個々の事案に応じた窓口での対応が必要な手続であるが、ホームページによる詳細な案内を行うとともに、退職・死亡など申請契機ごとに分類した周知広報を行う。

個人が行う社会保険手続全体の取組・・・国民のライフサイクルに応じた周知広報を積極的に行う。

(別紙) オンライン利用促進に係る要検討手続(社会保険関係 27 手続)

府省名	手 続 名
目標設定する手続 (25手続)	健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
	健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書
	保険料等還付請求書
	健康保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、船員保険遠隔地被扶養者証交付申請書、船員保険被保険者被扶養者遠隔地被扶養者証滅失き損無余白再交付申請書
	健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書(食事療養標準負担額差額支給申請用)、船員保険被保険者家族療養費支給申請書
	健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書
	健康保険被保険者家族埋葬料(費)請求書、船員保険被保険者家族葬祭料(費)請求書
	健康保険被保険者配偶者出産育児一時金請求書、船員保険出産育児一時金・配偶者出産育児一時金支給請求書
	健康保険出産手当金請求書、船員保険出産手当金支給請求書
	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届
	健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書
	国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書
	年金手帳再交付申請書
	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書
	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)
	老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届
	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届
	年金受給権者住所・支払機関変更届
	年金証書再交付申請書
	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届
	国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書
	国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書
	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届
	国民年金保険料追納申込書
	国民年金保険料還付請求書
利用促進対象手続 から除外する手続 (2手続)	厚生年金保険未支給保険給付請求書(旧)
	国民年金未支給老齢・通算老齢年金支給請求書(旧)